

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する 省令案等について

令和5年 3月3日

総務省
総務局
電気通信事業
基盤政策
盤業務課

- 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について
(電気通信事業法の一部を改正する法律(ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度関係)を踏まえた規定整備)
- 参考資料
(電気通信事業法の一部を改正する法律(ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度関係)を踏まえた規定整備 等)

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(電気通信事業法の一部を改正する法律(ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス関係)を踏まえた規定整備)

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立。

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用が増加している。

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定の**ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)**に位置付け、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。
- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)の概要

(ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の概要)

赤枠部分が諮問対象

4

- 令和4年6月に成立した改正事業法により、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度を創設。この制度では、
- ① **総務省令で定めるブロードバンドサービスを第二号基礎的電気通信役務※¹** (二号基礎的役務) に位置付け、その適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、**二号基礎的役務を提供する事業者に対して業務規律を課す**とともに、
- ② あまねく全国での提供を確保するため、**支援区域で二号基礎的役務を提供する事業者に対する交付金制度を創設**。

※1 ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス。電話に関するユニバーサルサービスが、第一号基礎的電気通信役務

(1) 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に課す業務規律

- 二号基礎的役務を提供する事業者に対し、**契約約款の届出義務※²**、**役務提供義務**、**技術基準適合維持義務**等を課す。

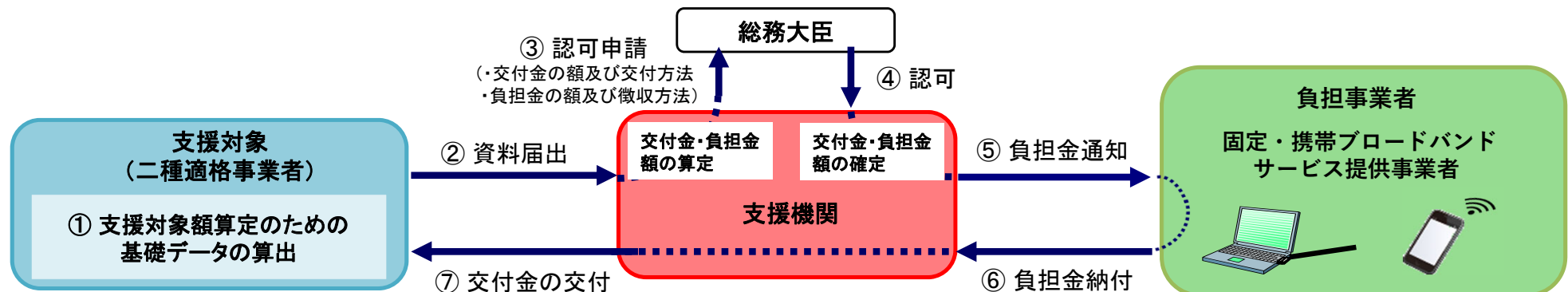
※2 特段の合意 (いわゆる相対契約) がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可能

(2) 支援区域で第二号基礎的電気通信役務を提供する第二種適格電気通信事業者に対する交付金制度

- **支援区域** (総務大臣が指定。) で**二号基礎的役務を提供する第二種適格電気通信事業者** (二種適格事業者。申請に基づき総務大臣が指定※³) に対し、**第二種交付金** (全国のプロードバンドサービス提供事業者から徴収する**第二種負担金**を原資) を**交付**※⁴し、支援区域における**二号基礎的役務の提供に係る維持費用の一部を支援**。

※3 指定の要件: 二号基礎的役務の業務区域の範囲が一以上の支援区域の全部を含むこと、二号基礎的役務に関する収支の状況等を公表していること

※4 交付の要件: 支援区域において、総務省令で定める規模の電気通信回線設備を設置して、総務省令で定める期間継続して二号基礎的役務を提供すること



(基礎的電気通信役務の提供)

第七条 基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまなく日本全国における提供が確保されるべき次に掲げる電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

一 (略)

二 **高速度データ伝送電気通信役務**（その一端が利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備であつて、符号、音響又は影像を高速度で送信し、及び受信することが可能なもの（①**専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として総務省令で定めるもの**を除く。）を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務をいう。第百十条の五第一項において同じ。）であつて②**総務省令で定めるもの**（以下「第二号基礎的電気通信役務」という。）

総務省令で定める事項

[高速度データ伝送電気通信役務から除く電気通信役務で用いられる電気通信設備]

- ① 専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として、
「**専らインターネットへの接続点間の通信の用に供する電気通信設備**」を総務省令で規定し、これを用いて他人の通信を媒介する電気通信役務を高速度データ伝送電気通信役務から除外する。

[第二号基礎的電気通信役務に位置付ける電気通信役務]

- ② 次に掲げる高速度データ伝送電気通信役務を第二号基礎的電気通信役務に位置付ける。
- ・ **FTTH**
 - ・ **CATVインターネットのうちHFC方式**（※1）
 - ・ **ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）**（※2）

※1：Hybrid Fiber Coaxial。幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式。

※2：固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するもの。

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】2.(3)②(ウ)考え方

ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)は、携帯電話事業者がモバイル回線を用いる場合と異なり、固定ブロードバンド専用の無線回線を構築しているため、ユーザーの利用集中により通信の安定性が損なわれる懸念が少ないと考えられる。

また、(一社)日本ケーブルテレビ連盟(以下「CATV連盟」という。)によると、実際にワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)を提供しているCATV事業者においては、通信品質を確保するための取組として、接続先を特定世帯に限定して、無線のカバレッジや送信電力などを適切に設定し、トラフィックの管理を行っているケースや、加入者宅を訪問して、より無線が届きやすい窓側などに端末を設置するなどの加入者サポートを行っているケースがあるとのことである。

こうした点を踏まえると、ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)の提供については、FTTH及びCATV(HFC方式)と一定程度同等の通信品質が確保可能であることから、二号基礎的役務に含めることが適当である。

一般支援区域・特別支援区域の指定①(法第110条の2関係) 一 支援区域の指定単位等一

(第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定)

第百十条の二 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、①**総務省令で定めるところ**により、全国を②**総務省令で定める地域の単位**に分けた区域（以下この項及び次項において「単位区域」という。）のうち次の各号のいずれにも該当するもの（同項各号のいずれにも該当するものを除く。）を第二号基礎的電気通信役務一般支援区域（以下「一般支援区域」という。）として指定することができる。

一・二 （略）

2 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、①**総務省令で定めるところ**により、単位区域のうち次の各号のいずれにも該当するものを第二号基礎的電気通信役務特別支援区域（以下「特別支援区域」という。）として指定することができる。

一・二 （略）

3～4 （略）

総務省令で定める事項

[支援区域の指定の根拠]

① 支援区域の指定は、**回線設置事業者による第二号基礎的電気通信役務の提供区域**（※3）**の報告**に基づくこととする。 ※3：全ての世帯数に占める、設置しているアクセス回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供が可能な世帯数の割合。

[支援区域の指定の単位]

② 支援区域を指定する地域の単位は、**町又は字**とし、**総務省のホームページに掲載**して示すものとする。

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】4.(3)(ウ) 考え方

総務省が支援区域を指定するためには、町字単位で、二号基礎的役務を提供している回線設置事業者が1者以下の地域を把握する必要があることから、電気通信事業法第166条第1項に基づき、当該回線設置事業者を対象として、町字単位で提供区域の報告を求めることが適当である。

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】4.(1)(イ) 考え方

ブロードバンドサービスは、事業者間のサービスエリアの競合が複雑に発生し、同一の都道府県や市町村に複数の事業者が存在することが少なくない。そのため、支援区域の指定に当たっては、仮に都道府県や市町村単位で指定を行った場合、競争中立性等の観点から「1者以下の提供」が必要とされているため、大半が複数事業者の存在を理由として支援区域から外れることとなり、交付金制度の目的が達成されないおそれがあることから、**運用可能な最小の地理的単位である「町字」を単位として行うことが適当**である。

一般支援区域・特別支援区域の指定②(法第110条の2関係)

一支援区域の指定要件(モデル上の赤字地域)一

(第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定)

第百十条の二 (略)

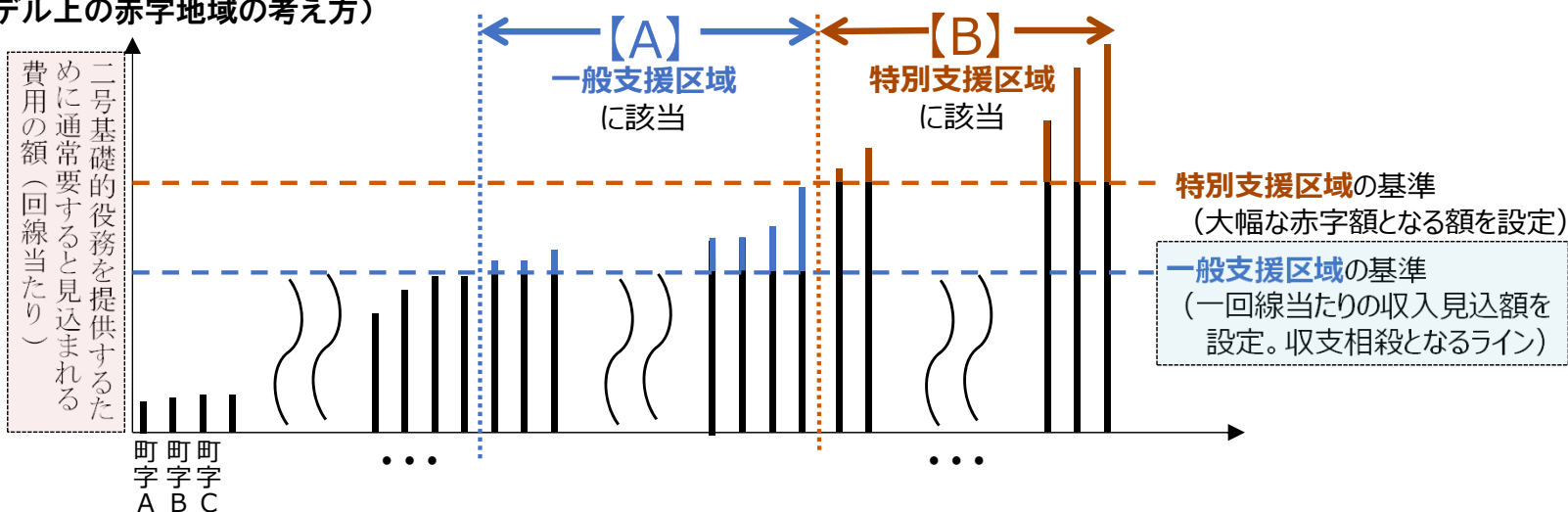
一 当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる費用の額から当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる収益の額を減じた額として総務省令で定める方法により算定した額が零を上回るこ

と。

二 (略)

2～4 (略)

(モデル上の赤字地域の考え方)



総務省令・告示で定める事項

[モデル上の赤字額の算定方法]

支援区域の指定要件である「モデル上の赤字額」の算定方法は、

- 一回線当たりの費用として総務大臣が定める方法(※4)により算定される額

から

※4：具体的な内容については、モデル構築の検討結果を踏まえて定める予定。

- 一回線当たりの平均的な収入見込額である **月額3,869円**(※5)

告示で規定

を減じることとする。

※5：FTTH市場における主要な設備設置事業者(シェア上位6者(当該6者のシェアの合計が80%超))((株)オプテージ、KDDI(株)、ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)、中部テレコミュニケーション(株)、西日本電信電話(株)、東日本電信電話(株))の戸建て向けFTTHアクセスサービスの月額料金(プロバイダ料金を除く。)の平均値(2022年3月末時点)。

一般支援区域・特別支援区域の指定②(法第110条の2関係)

－支援区域の指定要件(モデル上の赤字地域)－

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】4.(1)(イ)考え方

一般支援区域となる「総務省令で定める方法に基づき推計した当該区域の二号基礎的役務の提供に係る収支が赤字と見込まれる地域(以下「モデル上の赤字地域」という。)」の特定に当たっては、町字単位で二号基礎的役務の収支を算定する必要があるところ、当該収支は、当該区域で二号基礎的役務を提供したときに通常要すると見込まれる費用から通常生ずる収益を減じた額として総務省令で定める方法により算定した額を用いることとしている(改正電気通信事業法第110条の2第1項第1号)。

当該収支を区域ごとに算定するためには、当該区域ごとの会計の整理が必要となるなど事業者の規制コストが大きくなる。また、交付金額の肥大化を防止するためには、事業者固有の非効率性に起因する費用を排除した費用や事業者固有の料金戦略に起因する収益を排除した収益とする必要がある。

そのため、この算定に当たっては、標準的なモデルを用いることとし、費用については「町字」の面積や世帯数を用いて1回線当たりの費用を推計し、収益については1回線当たりの平均的な収入見込額を設定することが適当である。

一般支援区域・特別支援区域の指定③(法第110条の2関係) ー特別支援区域の指定要件ー

(第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定)

第百十条の二 (略)

2 (略)

ー (略)

イ (略)

□ 当該単位区域の地理的条件その他の①**総務省令で定める事項**が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合として②**総務省令で定める場合**に該当すること。

二 (略)

3～4 (略)

総務省令で定める事項

[**特別支援区域の指定要件**] (「モデル上の赤字地域」に該当する「未整備地域」や「公設地域」を特別支援区域に指定)

① ・ 単位区域ごとに報告した**電気通信回線設備の規模** (7頁参照) 又は、

・ **電気通信回線設備を所有する者**

を単位区域の「地理的条件その他の事項」として総務省令で定め、

② **モデル上の赤字地域** (11頁の図における【A】の地域) **であっても、**

・ 当該単位区域における**電気通信回線設備の規模** (7頁を参照) が**総務省令で定める規模 (50% (12頁参照)) を超えない場合** (未整備地域) 又は、

・ 当該単位区域で設置される**電気通信回線設備の所有者が地方公共団体である場合** (公設地域)

(11頁の図における【C】の地域) であれば、「第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合」として総務省令で定める。

一般支援区域・特別支援区域の指定③(法第110条の2関係)

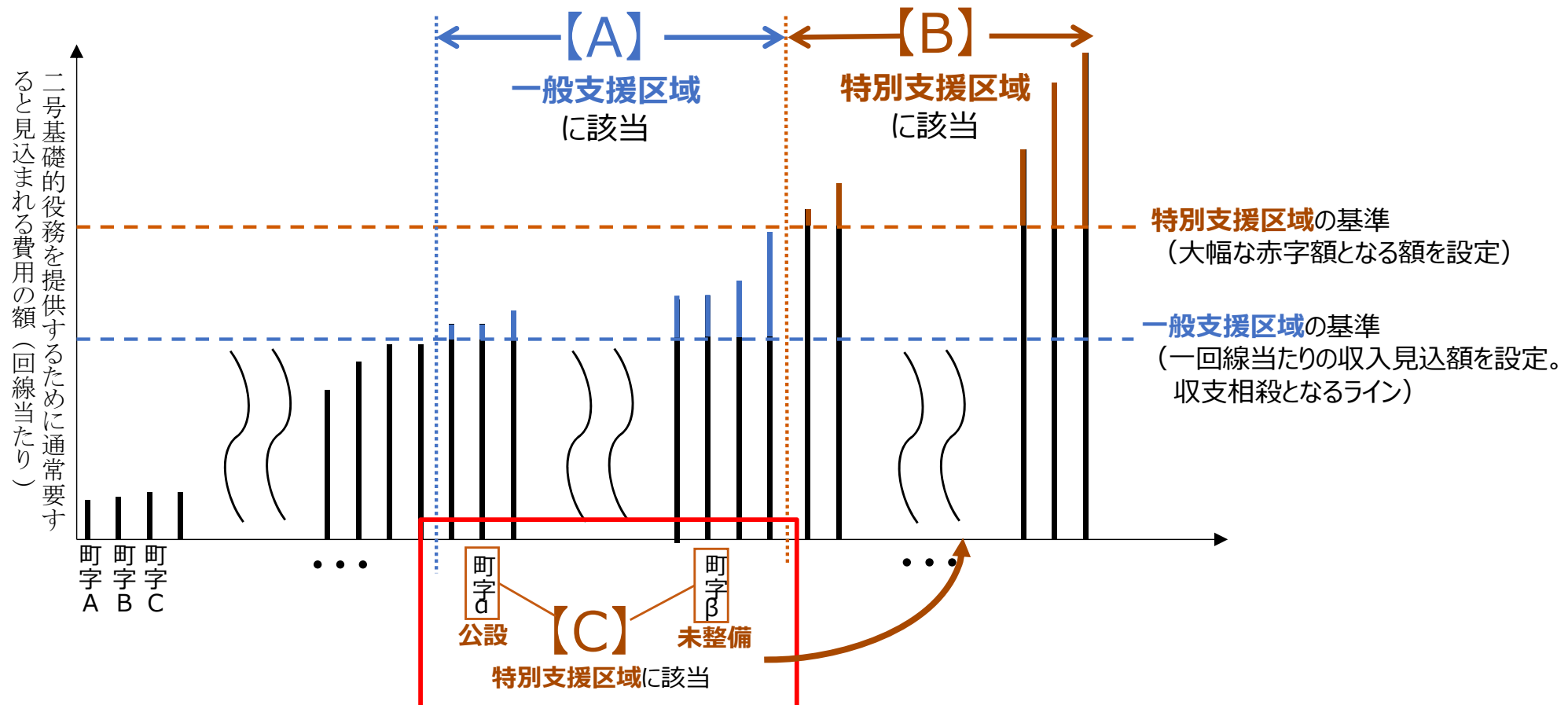
一特別支援区域の指定要件一

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】4.(1)(イ)考え方

ただし、上記の「町字」単位で精緻なモデルを設計するには、その設計費用や町字ごとの地域性の把握が困難等の一定の限界があり、通常は大幅な赤字地域に該当すると考えられる「未整備地域」や光ファイバの「公設地域」が「モデル上の大幅な赤字地域」に該当しない場合も否定できない。

こうした区域は、「モデル上の赤字地域」に該当する場合、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等を行うという特別支援区域の副次的な政策目的を踏まえれば、「モデル上の大幅な赤字地域」に該当しなくても「地理的条件等により役務の提供の確保が著しく困難であると見込まれる地域」として、「特別支援区域」に指定することが適当である。

(「モデル上の赤字地域」に該当する「未整備地域」や「公設地域」の考え方)



一般支援区域・特別支援区域の指定④(法第110条の2関係)

一支援区域の指定要件(1者以下の提供地域の要件)一

(第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定)

第百十条の二 (略)

一 (略)

二 当該単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務(①**総務省令で定める規模**を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。)を提供している電気通信事業者(当該単位区域において当該第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が②**総務省令で定める期間**を超える者に限る。)の数が一以下であること。

2～4 (略)

総務省令で定める事項

[一者以下の提供地域の要件]

支援区域の指定要件である「一者以下の提供」の要件について、

① 単位区域ごとの電気通信回線設備の規模(7頁を参照)が**50%**を超えており、

かつ、

② 当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が**1年**を超える

電気通信事業者を「一者」とカウントする。

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】4.(2)(ウ)考え方

回線設備の規模の割合については、同じ区域に支援を受ける事業者と支援を受けられない事業者がいる場合において、後者の回線設備の規模がどの程度であれば、前者への支援が競争中立性を害するおそれが生じるかを考慮して設定する必要がある。

この点、例えば、二種適格事業者が二号基礎的役務を提供している支援区域において、後発で参入した事業者の回線設備の規模が当該区域の半分超をカバーしている場合、当該区域では設備競争が進んでいると評価することができるため、一方だけを支援すれば競争中立性を害すると考えられる。そのため、**当該割合は50%超とすることが適当**である。

この場合、二種適格事業者に対する交付金の支援を受けられないようにすることを目的に、悪意のある事業者が短期間参入して撤退するようなケースを排除する必要があることから、**役務の継続提供期間については、1年超とすることが適当**である。

(第二種適格電気通信事業者の指定)

第百十条の三 総務大臣は、支援機関及び支援区域（一般支援区域及び特別支援区域をいう。以下この条において同じ。）の指定をしたときは、第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、第二種適格電気通信事業者として指定することができる。

一 ①**総務省令で定めるところ**により、申請に係る第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況その他②**総務省令で定める事項**を公表していること。

二 (略)

2～6 (略)

総務省令で定める事項

[公表の時期]

① 「②公表すべき書類」の公表の時期は、第二種適格電気通信事業者としての指定を受けようとして**申請をしよ
うとする電気通信事業者**は、**当該申請の前**に行う（**第二種適格電気通信事業者として指定を受けた後は、
毎事業年度経過後5か月以内**に行う）（※6）こととする。

※6：営業所等に備え置き、インターネットで公表すること。

第二種適格電気通信事業者は、備置きの日から5年間公表しなければならない。

[公表すべき書類]

② 適格事業者の指定を受けるときは、事業者が公表する書類として、以下の通り総務省令で定める。

- ・ **第二号基礎的電気通信役務収支表**（※7）
- ・ **特別支援区域整備・役務提供計画書**（※8）

※7：当該収支表の適正性の確認に必要な財務諸表については、総務大臣への提出を求める。

※8：電気通信回線設備の規模を報告した提供区域の範囲に特別支援区域が含まれる電気通信事業者に限る。

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申(抜粋)】3.(3)(ウ) 考え方

そのため、特別支援区域における未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等の状況を把握して当該検討等に資する観点から、今般の対応として、**特別支援区域に係る二種適格事業者の指定要件として、指定を申請する者が、特別支援区域における回線設備の整備及び二号基礎的役務の提供確保に関する計画を策定・公表していることとすることが適当**である。

第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の支援要件 (法第107条第2号関係)

14

(業務)

第七百七条 (略)

一 (略)

二 (略) 第二種適格電気通信事業者に対し、その全ての担当支援区域（同条第二項に規定する担当支援区域をいい、第二号基礎的電気通信役務（①**総務省令で定める規模**を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。）を継続して提供している期間が②**総務省令で定める期間**を超えるものに限る。以下この号において同じ。）における第二号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金（略）を交付すること。

三 (略)

総務省令で定める事項

[支援の要件となる回線設備の規模の割合]

① 二種適格事業者の支援要件は、単位区域ごとの**電気通信回線設備の規模**（7頁を参照）が、**一般支援区域は50%、特別支援区域は10%**をそれぞれ超えていることとして総務省令で定める。

[支援の要件となる役務の継続提供期間]

② 支援の要件となる役務の継続提供期間は、**1年**として総務省令で定める。

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】5.(1)(ウ)考え方

今回の交付金制度は、未整備地域や公設地域が存在する過渡的な時期における制度であることに鑑み、不採算地域からの撤退抑制という目的に加え、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等の副次的な政策目的を有するものである。

また、1者以下の提供地域の指定の要件(50%超)や、NTT東日本・西日本及びCATV連盟のサンプル調査によれば、一部整備済の町字については、50%以上を整備している町字がそれぞれの調査でサンプル全体の90%以上を占めている実態を踏まえて、**支援の要件となる回線設備の規模の割合は、一般支援区域では当面50%超とし、必要に応じて今後の実態を踏まえた見直しを検討することが適当**である。

他方、特別支援区域は、大幅な赤字地域であり、整備率が著しく低い割合の地域が多数存在すると考えられる。

そのため、**特別支援区域は、一般支援区域以上に整備率の向上が特に求められる地域であることを踏まえて、支援の要件となる回線設備の規模の割合は、当初は、一般支援区域より低い割合の10%超として、今後の整備の状況を踏まえ、段階的な引き上げを継続的に検討することが適当**である。

(略)

また、**役務の継続提供期間の要件については、事業撤退の蓋然性の高い支援区域において、二号基礎的役務の提供を安定的に確保するため、短期間で撤退するような事業者**に支援をする必要性は乏しいこと、年度ごとに第二種交付金の額が認可されるものであることを踏まえ、**二種適格事業者の指定の日から1年を超えることとすることが適当**である。

(第二種負担金の徴収)

第百十条の五 支援機関は、年度ごとに、第百七条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。第百十二条第一項において同じ。）に要する費用の全部又は一部に充てるため、高速度データ伝送電気通信役務（**総務省令で定めるものを除く。**）を提供する電気通信事業者であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えるもの（以下この項において「高速度データ伝送役務提供事業者」という。）から、負担金を徴収することができる。（略）

2 （略）

総務省令で定める事項

[第二種負担金の算定対象から除かれる高速度データ伝送電気通信役務]

○ 第二種負担金の算定単位から除外する高速度データ伝送電気通信役務は、以下の通り総務省令で定める。

- ・ 専ら卸電気通信役務の提供を受けて提供される高速度データ伝送電気通信役務
- ・ フレームリレーサービス
- ・ ATM交換サービス
- ・ 自営等BWAアクセスサービス
- ・ IP-VPNサービス
- ・ 広域イーサネットサービス
- ・ 専用役務
- ・ 仮想移動電気通信サービス
- ・ 通信モジュール

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】7.(3)(ウ) 考え方

卸電気通信役務の提供を受けた卸先事業者がブロードバンドサービスを提供する場合、卸元事業者から卸先事業者提供される卸電気通信役務についても、二号基礎的役務に位置付けることとしていること(2.(2)②を参照)、卸先事業者は当該卸電気通信役務を利用してエンドユーザーにブロードバンドサービスを提供していることを踏まえると、卸元事業者が卸電気通信役務の提供に係る回線数に基づいて負担することが制度の簡素化に資すると考えられ、実際に、電話に関するユニバーサルサービス制度でも、支援機関は卸元事業者から負担金を徴収している。

上記を踏まえ、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度においても、支援機関は、卸元事業者による卸電気通信役務の提供に係る回線数に基づいて、**卸元事業者から第二種負担金を徴収することが適当**である。

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申(抜粋)】7.(4)②(ウ) 考え方

専用役務や閉域網通信^(※44)は、独立したネットワークにおいて特定の通信先との間でのみ通信を行い、その用途が限定的であり、インターネットを介したweb会議等には使用されないことから、**こうした役務を提供する事業者は、二号基礎的役務の提供を確保することにより受益することが想定されないため、第二種負担金の算定の対象としないことが適当**である。

また、IoTは様々な用途で用いられており、IoT端末との通信に用いるサービスは、その多くが特定の通信先に向けた通信(閉域網通信)に限定されているケースであることが想定される。

加えて、IoT端末との通信に用いるサービスのうち、インターネットに接続するサービスであっても、データ量が小さいケースも想定され、第二種負担金を負担する「高速度データ伝送電気通信役務」に含まれるものとそうでないものの峻別には、制度の運用が複雑になるといった課題がある。

そのため、当面の対応として、**IOT端末との通信に用いる回線については、第二種負担金の算定の対象としないことが適当**である。

※44: **広域イーサネットサービスは、仮想閉域網を用いて提供される電気通信役務であり、閉域網通信に含まれるものと考えられる。**

(第二種負担金の徴収)

第百十条の五 支援機関は、年度ごとに、第百七条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。第百十二条第一項において同じ。）に要する費用の全部又は一部に充てるため、高速度データ伝送電気通信役務（総務省令で定めるものを除く。）を提供する電気通信事業者であつて、その事業の規模が①**政令で定める基準**を超えるもの（以下この項において「高速度データ伝送役務提供事業者」という。）から、負担金を徴収することができる。ただし、高速度データ伝送役務提供事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額（略）として総務省令で定める方法により算定した額に対する当該負担金（以下「第二種負担金」という。）の額の割合は、②**政令で定める割合**を超えてはならない。

2（略）

政令で定める事項

[第二種負担金の負担事業者の範囲]

- ① 負担事業者の範囲は、**前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者**とする。

[第二種負担金の上限]

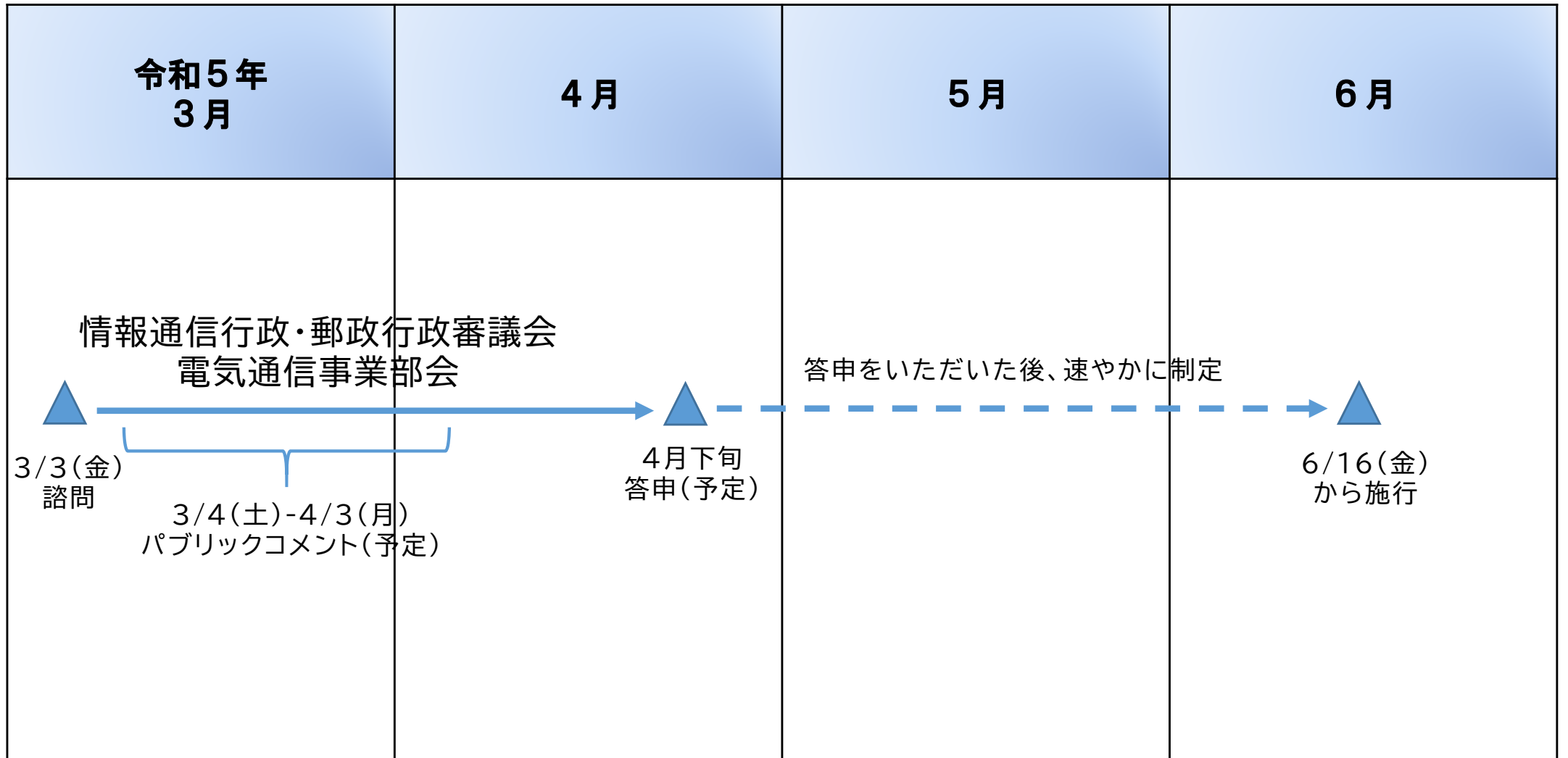
- ② 第二種負担金の上限は、負担事業者の前年度の電気通信事業収益の額に対する第二種負担金の額の割合が**3%**とする。

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】7.(1)(ウ) 考え方

第二種負担金の負担事業者と第一種負担金の負担事業者が一定程度共通し、支援機関も共通することを考慮すれば、円滑な制度運用や支援機関の負担軽減の観点から、**第二種負担金の負担事業者の範囲は、第一種負担金と同様に前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者とすることが適当**である。

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】7.(2)(ウ) 考え方

ブロードバンドサービスに係る第二種負担金の負担事業者と、電話に係る第一種負担金の負担事業者が一定程度共通し、支援機関も共通すること、第一種交付金制度が安定的に運用されている現状にあることを考慮すれば、円滑な制度運用や支援機関の負担軽減の観点から、**第二種負担金の負担事業者の前年度の電気通信事業収益の額に対する第二種負担金の額の割合の上限は、第一種負担金と同様に3%とすることが適当**である。



参考資料

(電気通信事業法の一部を改正する法律(ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度関係)を踏まえた規定整備 等)

<改正政省令等案>

- (1) 電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号。以下「施行令」という。)の一部改正
- (2) 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)の一部改正
- (3) 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号。以下「設備規則」という。)の一部改正)
- (4) 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。)の一部改正)

諮問対象

一部諮問対象

<制定告示案>

- (5) 電気通信事業法施行規則第14条の3第2号ロの規定に基づく国際的な標準を定める件(以下「告示①」という。)
- (6) 電気通信事業法施行規則第40条の8の4第2号の規定に基づく単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常生ずると見込まれる一回線当たりの平均的な収入見込額を定める件(以下「告示②」という。)

(1) 第二号基礎的電気通信役務の範囲

- 二号基礎的役務は、**FTTH、CATV（HFC方式※1）** 及び **これらに相当するワイヤレス固定ブロードバンド（専用型※2）** とすることが適当。

※1 Hybrid Fiber Coaxial。幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式

※2 固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するもの

⇒【**施行規則第14条の3第1項第1号～第3号**】

- **ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型※3）** については、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者もカバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しない等の課題があることから、その位置付けについて **引き続き検討を深める** が適当。

※3 固定通信サービスと移動通信サービス共用の無線回線（携帯電話網）を用いて提供するもの

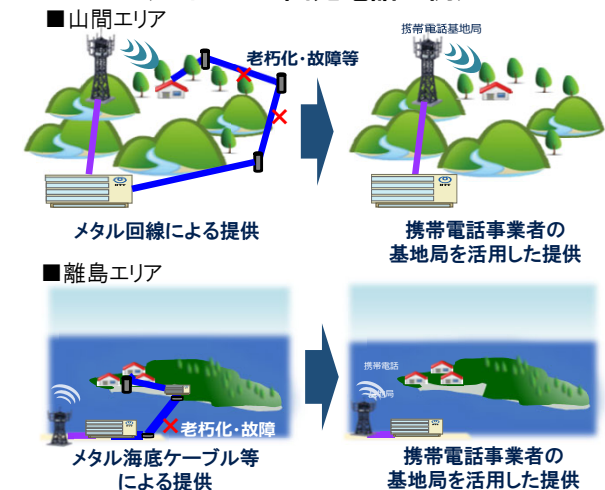
- 上記の検討に当たっては、NTT東日本・西日本が、他者（携帯電話事業者）の無線設備を用いて **ワイヤレス固定ブロードバンド** を提供するためには、**NTT法の自己設置設備要件**※4 との関係が課題となる点を含め、**検討を深める** が必要。

※4 NTT東日本・西日本による電気通信役務の提供は、原則として自ら設置する電気通信設備で行うことが必要（NTT法第2条第5項）

（ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）のイメージ）



（ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）のイメージ）
（ワイヤレス固定電話の例）



(2) 卸電気通信役務が提供されている場合の扱い

- 卸電気通信役務（卸役務）を利用して **卸先事業者が提供する役務** は、契約約款の届出等により役務の「適切性」、「公平性」を確保し、利用者保護を図る観点から、**二号基礎的役務に含める** が適当。

- **卸元事業者により提供される卸役務** は、卸先事業者の提供する二号基礎的役務の「適切性」、「公平性」、「安定性」を確保するためには、卸役務の「適切性」、「公平性」、「安定性」が確保される必要があることから、**二号基礎的役務に含める** が適当。

⇒【**施行規則第14条の3第1項**】

(1) 契約約款の届出義務の適用範囲

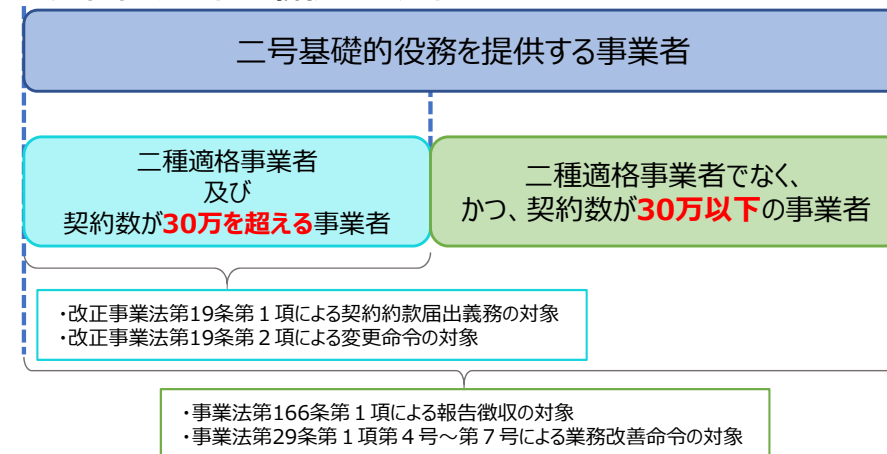
- 契約約款の届出義務※⁵の対象は、交付金の交付を受ける**二種適格事業者**又は（二号基礎的役務に係る）**契約数が30万※⁶を超える事業者**とする※⁷ことが適当。⇒【[施行規則第14条の3第2項・報告規則第2条](#)】

※⁵ 基礎的電気通信役務の「適切性」、「公平性」を確保

※⁶ 二号基礎的役務の総契約数のうち、約80%をカバー

※⁷ 届出対象外の事業者についても、報告徴収（事業法第166条第1項）を行い、業務改善命令（事業法第29条第1項第4号～第7号）により必要な是正を行うことが可能

（契約約款の届出義務の適用範囲）



(2) 技術基準

- NTT東日本・西日本のサービス卸のように**単純再販型の卸役務**を利用して卸先事業者が提供する**二号基礎的役務**については、卸役務を提供する**卸元事業者**に**当該役務に必要な技術基準適合維持義務等※⁸が適用**されることにより、その安定的な提供が確保されることから、**技術基準適合維持義務等は適用しない**ことが適当。⇒【[施行規則第14条の3第3項](#)】

※⁸ 基礎的電気通信役務の「安定性」を確保

- 加入光ファイバの接続事業者が提供する二号基礎的役務**については、他者設備である加入光ファイバを含む**二号基礎的役務の提供に必要な全ての設備に技術基準適合維持義務等が適用**されることで、その安定的な提供が確保されることから、**他者設備も含む形で技術基準適合維持義務等を適用**することが適当。⇒【[施行規則第27条の2第2号](#)】

- 速度基準について、テレワーク等の安定的な利用を可能とする観点から、**名目速度下り30Mbps以上**とすることが適当。

⇒【[施行規則第14条の3第1項・設備規則第36条の10・第45条](#)】

- また、技術的に、上りの通信速度の確保が難しい**CATV（HFC方式）**については、上り速度を担保するため、**ITU規格（DOCSIS 3.0以降）に準拠**することが適当。⇒【[施行規則第14条の3第1項第2号・設備規則第36条の10・第45条・告示①](#)】

(3) 不採算地域におけるブロードバンド基盤の整備及びブロードバンドサービスの提供確保に関する計画の公表

- 特別支援区域における未整備地域の解消や民設民営への移行促進等の状況を把握するため、**特別支援区域に係る二種適格事業者の指定要件**として、指定を申請する者が、**特別支援区域における電気通信回線設備（回線設備）の整備及び二号基礎的役務の提供確保に関する計画を策定・公表**していることとすることが適当。⇒【[施行規則第40条の4の6第1項第2号](#)】

(1) 支援区域の指定単位

- 支援区域（一般支援区域及び特別支援区域の2つに区分（改正事業法第110条の2第1項及び第2項））の地理的単位は、きめ細やかな支援を可能とするため、「町字単位」で指定することが適当。⇒【施行規則第40条の8の2第1項】

（支援区域に係る法定事項）

	要件（各区域ともに、①・②のいずれも満たす地域）	交付金による支援対象者
一般支援区域	①二号基礎的役務の提供に係る収支が赤字と見込まれる地域 ②二号基礎的役務を提供している回線設置事業者（回線設備を設置する電気通信事業者）が1者以下（1者以下の提供）の地域	二号基礎的役務全体の収支が 赤字の事業者のみを支援
特別支援区域	①「二号基礎的役務の提供に係る収支が大幅な赤字と見込まれる地域」、又は、「地理的条件等により二号基礎的役務の提供確保が著しく困難と見込まれる地域」 ②「1者以下の提供」の地域	二号基礎的役務全体の収支が 黒字の事業者も支援

(2) 一般支援区域の指定要件

- 二号基礎的役務の提供に係る収支が赤字と見込まれる地域（モデル上の赤字地域）は、町字の面積や世帯数を用いて一回線当たりの費用を推計した上で、当該費用から一回線当たりの平均的な収入見込額を減じた額が零を上回る地域（町字）とすることが適当。
⇒【施行規則第40条の8の4・告示②】

(3) 特別支援区域の指定要件

- 二号基礎的役務の提供に係る収支が大幅な赤字と見込まれる地域（モデル上の大幅な赤字地域）の水準となる額は、第二種負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、今後のモデル構築の状況を踏まえて検討することが適当。
- 未整備地域の解消・民設移行促進等の観点から、モデル上の赤字地域に該当する「未整備地域」や「公設地域」は、（モデル上の大幅な赤字地域に該当しなくても）「地理的条件等により役務の提供の確保が著しく困難であると見込まれる地域」（改正事業法第110条の2第2項第1号ロ）として特別支援区域に位置付ける※9ことが適当。⇒【施行規則第40条の8の5第1項・第2項】

※9 特別支援区域に係る「未整備地域」等の扱いは、モデル構築の状況を踏まえ、検討を深める

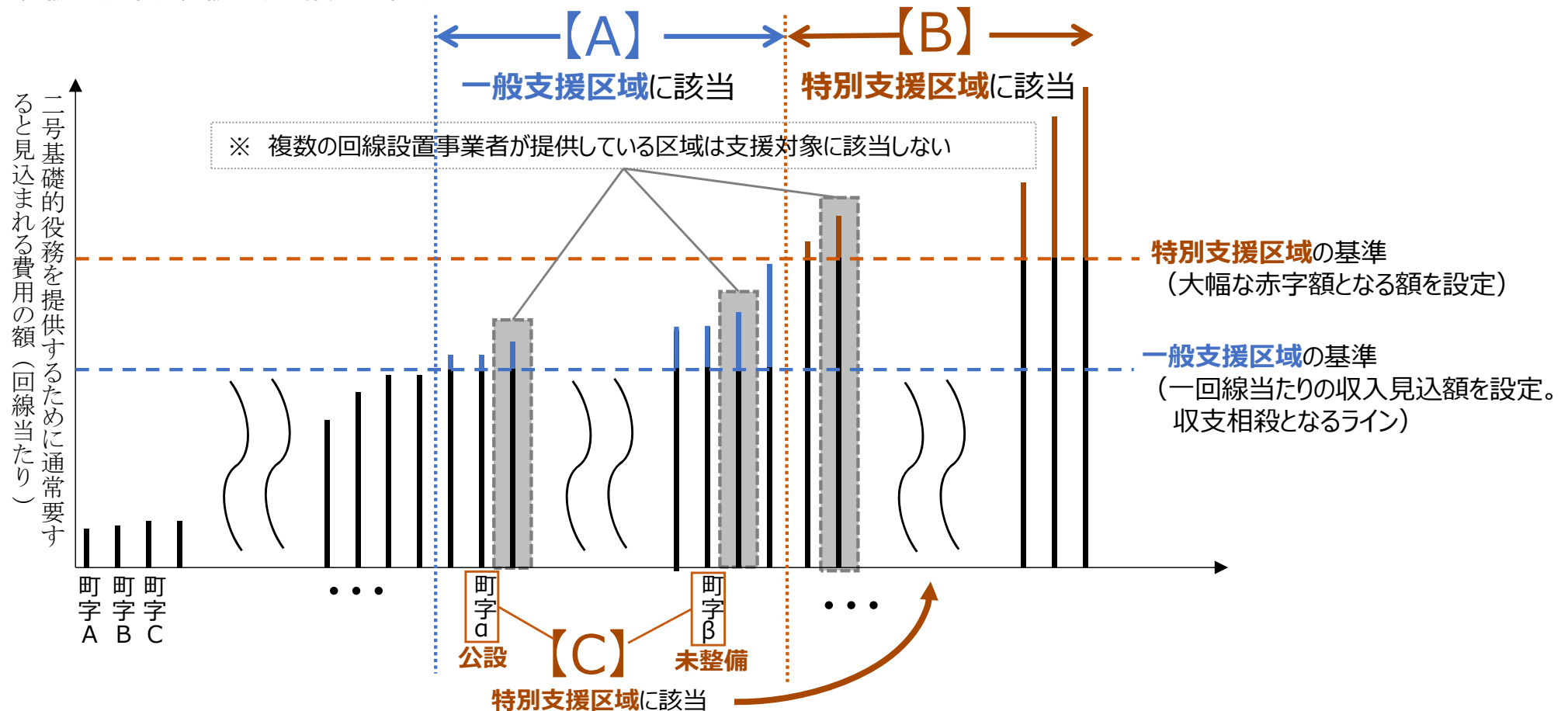
(4) 一般支援区域・特別支援区域に共通する指定要件

- 「**1者以下の提供地域**」の特定に際しては、競争中立性等の観点から①**役務の継続提供期間が1年超**、かつ、②**区域内の回線設置規模の割合**（町字内の全ての世帯数に対する役務提供可能世帯数の割合）が**50%超**の事業者の数をカウントすることが適当※¹⁰。

⇒【施行規則第40条の6の2第2項・第40条の6の3】

- ※¹⁰ 二号基礎的役務を提供する回線設置事業者に対し、町字単位でその提供区域の報告を求めることが適当 ⇒【施行規則第14条の5第1項】
 なお、報告に当たっては、事業者が判断に迷う事例が生じる場合には、ガイドライン等で考え方を示すことにより、運用の透明性を確保することが考えられる

(一般支援区域・特別支援区域の指定の考え方)



(※) 【C】以外にも、例えば地理的条件等により二号基礎的役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる特別の事情がある区域が存在した場合には、特別支援区域の補正を行うことも検討

(1) 電気通信回線設備の規模

- 支援区域における回線設備の規模要件は、以下のとおりとすることが適当。⇒【施行規則第40条の6の2第1項】
 - ・ 一般支援区域：区域内に設置する回線設備の規模の割合を**当面50%超**※11とし、必要に応じて**今後の実態を踏まえた見直しを検討**することが適当。
 - ・ 特別支援区域：未整備地域の解消等が特に求められる地域であることに鑑み、**当初は**、区域内に設置する回線設備の規模の割合は**10%超**※12とし、今後の整備の状況を踏まえ、**段階的な引き上げを継続的に検討**することが適当。

※11 区域の半分以上をカバーする回線設備の維持には相当の費用を要し支援の必要性が高いと考えられること、また、NTT東日本・西日本及びCATV連盟のサンプル調査（一部整備済の町字のうち、整備している回線設備の規模が50%以上である町字が各調査で90%以上を占めている）を踏まえ、50%超とすれば、一部整備済の町字の大宗は支援対象となることを踏まえて設定

※12 未整備地域が多数存在する特別支援区域で、一般支援区域と同様に50%超とすると、50%超エリアカバーしないと支援を受けられず、ブロードバンド基盤の整備が進まないことが懸念。当初は区域の10%超をカバーすれば支援を受けられることとし、未整備地域の解消等を促進する

- 一部の地域で**公設民営方式により二号基礎的役務を提供する場合**、二号基礎的役務の提供を確保するため、**自治体から貸与された回線設備についても、支援対象者の要件である回線設備の規模の割合にカウントする**ことが適当。
- ただし、民設民営への移行を促す観点から、**公設民営で提供される回線設備は、第二種交付金による支援の対象外**とすることが適当。

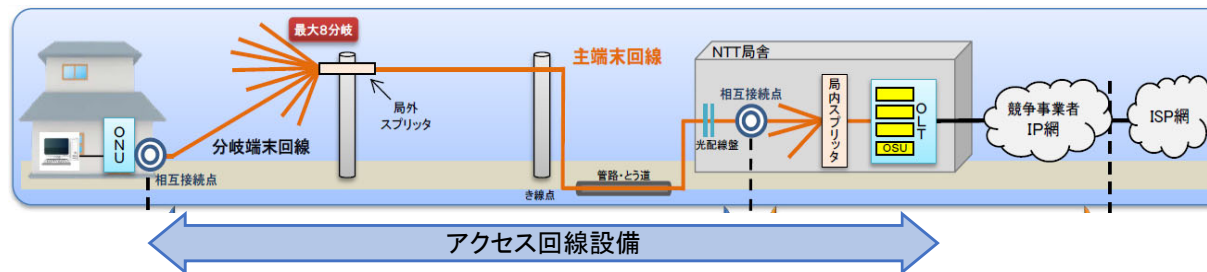
(2) 役務の継続提供期間

- 短期間で撤退するような事業者には支援をする必要性は乏しいこと、年度ごとに第二種交付金の額が認可されるものであることを踏まえ、役務の**継続提供期間**の要件は、二種適格事業者の指定の日から「**1年**」を超えることとすることが適当。⇒【施行規則第40条の6の3】

(1) 費用算定の対象設備等

- 設備管理部門の対象設備は、維持費用の大きさに鑑み、アクセス回線設備及び離島における海底ケーブルを基本とすることが適當。
- 設備利用部門の原価については、二号基礎的役務の提供に最小限必要なものに限定すべきであり、販売促進費等の競争対応費用を除くことが適當。

(アクセス回線設備のイメージ)



(2) 費用の算定方法

- 第二種交付金の費用算定に当たっては、二種適格事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いる※13ことが適當。

※13 適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる

- ①他の役務と共用している設備（例：通信事業と放送事業とで共用している設備等）や②他事業者と共用している設備（例：他事業者へ帯域貸しをしている離島の海底ケーブル等）については、適切なコストドライバに基づき、費用配賦することが必要。
- また、費用算定に当たっては、以下の①・②によって二重の支援とならないように留意することが必要。
 - ①ユニバーサルサービス制度による交付金と、設備構築・更新等への補助金
 - ②ユニバーサルサービス制度による交付金と、接続料又は卸料金
- 上記の費用算定については、第二種負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、モデル構築の状況を踏まえて検討を深めることが適當。

(3) 支援区域ごとの支援対象設備の範囲

- **一般支援区域**について、前年度における二号基礎的役務の提供に係る赤字額を交付金額の上限としていることから、支援対象となる回線設備の範囲に関係なく、二種適格事業者の**二号基礎的役務全体の収支が赤字の場合に限定**して支援する。
- その一方で、**特別支援区域**には、既整備区域の維持に加えて、未整備地域の解消・民設移行を促進するため、二号基礎的役務全体の収支が**黒字**の二種適格事業者については、**特別支援区域の指定後に新規整備・民設民営へ移行した回線設備に係る維持費用に限定**して支援することが適当。

区域の分類	二号基礎的役務全体の収支	支援区域指定時点で 既整備の回線設備	支援区域指定後に新規整備された回線設備 や 民設民営へ移行した回線設備※14
一般支援区域	赤字	支援対象	支援対象※15
	黒字	支援対象外	
特別支援区域	赤字	支援対象	支援対象
	黒字	支援対象外	

※14 本制度の施行後、最初に指定を受けた支援区域については、例外的に本制度の施行日（令和5年6月16日）以後に新規整備又は民設民営へ移行した回線設備を含む。

※15 モデル上の赤字地域に該当する「未整備地域」や「公設地域」は、特別支援区域に位置付けることが適当

(4) 交付金算定の考え方

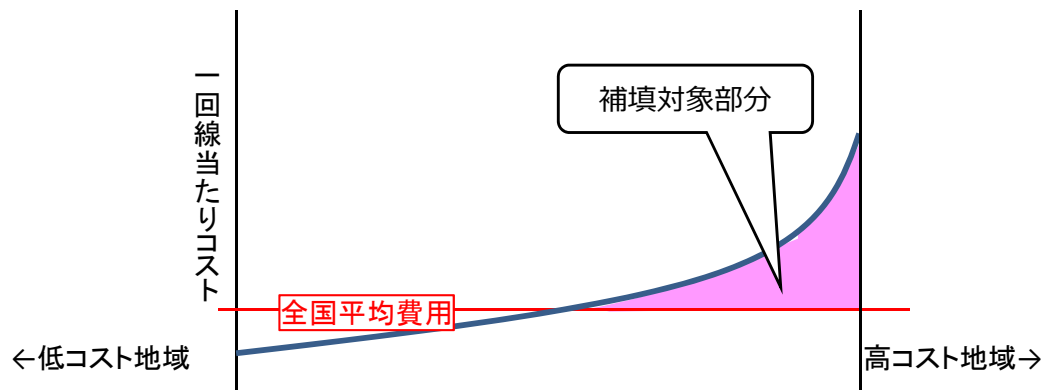
- 交付金の算定方法については、地域ごとの料金格差が一定の幅以下の状態を確保するため、原則として一定のベンチマークを超える費用を支援するベンチマーク方式※16を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適当。

※16 費用の一定部分を支援対象とする方式

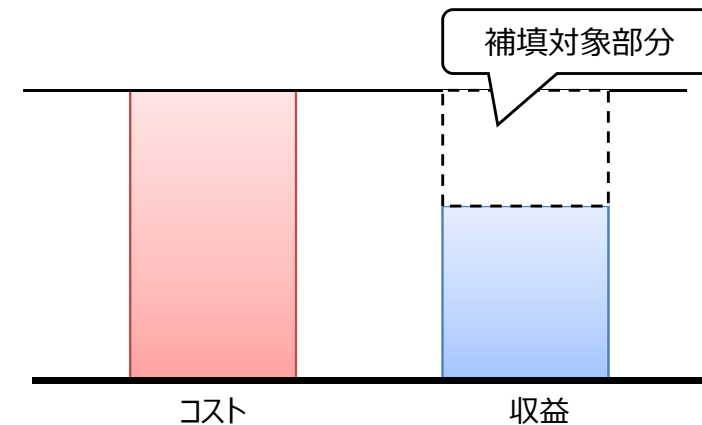
- 他方で、特別支援区域について、未整備地域の解消・民設移行の促進等の観点から、特別支援区域の指定後に新規整備・民設民営へ移行された回線設備については、例外的にモデルにより算定した収入費用方式（収支相殺方式）※17を採用することを念頭に、具体的な算定方法を検討することが適当。

※17 費用と収益の差額を支援対象とする方式

(ベンチマーク方式のイメージ)



(収入費用方式のイメージ)



(1) 負担事業者の範囲

- 第二種負担金を負担するブロードバンド事業者の範囲は、円滑な制度運用や支援機関の負担軽減の観点から、前年度の電気通信事業収益が10億円^{※18}を超える事業者とすることが適当。⇒[【施行令第5条の2第1項】](#)

※18 電話に関するユニバーサルサービス制度と同じ

(2) 第二種負担金の額の割合の上限

- 第二種負担金の額の割合の上限は、円滑な制度運用や支援機関の負担軽減の観点から、負担事業者の前年度の電気通信事業収益の額の3%^{※19}とすることが適当。⇒[【施行令第5条の2第2項】](#)

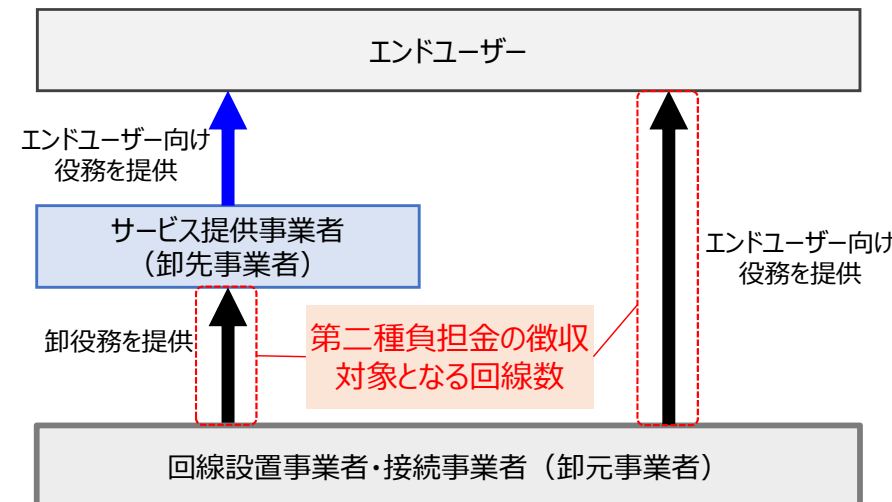
※19 電話に関するユニバーサルサービス制度と同じ

(3) 卸先事業者がブロードバンドサービスを提供する場合の第二種負担金の徴収

- 支援機関の事務負担の軽減や制度の簡素化の観点から、支援機関は、卸元事業者から第二種負担金を徴収する^{※20}ことが適当。

⇒[【施行規則第40条の7の2第1号】](#)

※20 電話に関するユニバーサルサービス制度と同じ



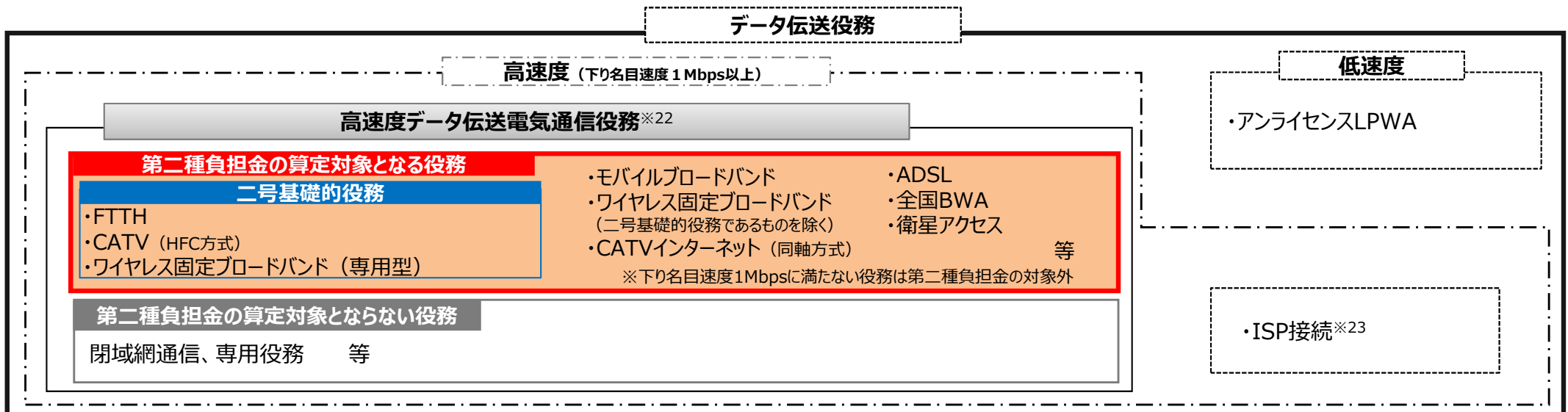
(4) 第二種負担金の算定単位

- **第二種負担金の額は、回線単価^{※21}に、負担事業者ごとの毎月の「回線数」を乗じた額を徴収することが適当。**

※21 「全ての二種適格事業者への交付金額の合計」を「全ての負担事業者の回線数の合計」で除した額

(5) 専用役務、閉域網通信、IoTサービスの扱い

- **専用役務や閉域網通信**は、独立したネットワークにおいて特定の通信先との間でのみ通信を行い、その用途が限定的であり、こうした役務を提供する事業者は、二号基礎的役務の提供の確保による受益が想定されないため、**第二種負担金の算定の対象としないこと**が適当。 ⇒【**施行規則第40条の7の2第2号**】
- **IoT端末との通信に用いるサービス**は、多くが閉域網通信に限定されていることが想定され、また、インターネットに接続するサービスであっても、データ量が小さいことも想定されることに鑑み、**当面の対応として第二種負担金の算定の対象としないこと**が適当。 ⇒【**施行規則第40条の7の2第2号**】



※22 ブロードバンドサービスを改正事業法第7条第2号において「高速度データ伝送電気通信役務」と規定

※23 専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備

(1) 利用者等への周知の在り方

- 利用者等への周知については、制度の運用開始前に、制度の内容や第二種交付金・第二種負担金の額等について、総務省や支援機関等のホームページ、パンフレット等において分かりやすく情報提供を行うことが適当。
- 負担事業者等が利用者に対して行う情報開示の具体的な内容・方法については、電話に関する「ユニバーサルサービス制度における利用者への情報開示に関するガイドライン」等を参考にする考えられる。
- ブロードバンドサービス提供事業者に対しては、負担事業者の要件・範囲等について、総務省と支援機関がしっかりと連携して説明会等を通じて適切に周知していくことが適当。

(1) 改正の目的

- 今般、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度において、第二号基礎的電気通信役務の範囲にワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）含むとする省令改正（今回の諮問対象）を行うこと等を踏まえ、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスにかかる各事業者におけるサービス提供動向を把握することを目的として、電気通信事業報告規則の一部を改正するもの。

(2) 改正の概要

- ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（専用型・共用型（※1））の定義を追加 ⇒【報告規則第1条第2項第9号の2】

※1： 専用型：固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するもの。

共用型：固定通信サービスと移動通信サービス共用の無線回線（携帯電話網）を用いて提供するもの。

- 報告対象役務に、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（※2）を追加 ⇒【報告規則第2条第1項】

※2： その下り名目速度（電気通信事業法施行規則第十四条の三に規定する下り名目速度をいう。）が毎秒三〇メガビット以上のものに限る。

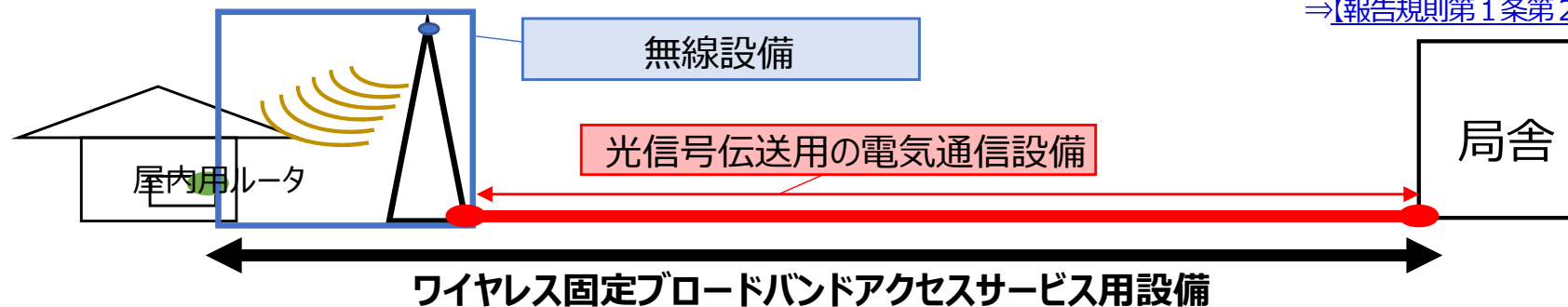
- 契約数等の報告に、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを追加 ⇒【報告規則様式10の2等】 等

- ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの定義 ⇒【第1条第2項第9号の2】

ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス用設備（光信号伝送用の伝送路設備及び無線設備（その一端が利用者の屋内用ルータ（※3）と接続される無線設備に限る。）により構成される端末系伝送路設備をいう。以下同じ。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるものをいう。

- ※3： 屋内用ルータ：電気通信事業者により特定地点以外での利用が契約約款等により制限された電気通信設備であつて、主としてパケット伝送に係る経路制御を行う機能を有するもの。

⇒【報告規則第1条第2項第26号】



(1) 改正の目的

- 届出電気通信事業者における届出事項（業務区域等）の変更手続の一部緩和（事前届出を不要とし、事後届出とするもの）を目的として、電気通信事業法施行規則の一部を改正するもの。

(2) 改正の概要

- 届出電気通信事業者が、サービス提供エリアの拡大等に伴い、総務大臣に届出を行った事項（届出書の記載事項）を変更する際の手続きについて、現在は、「事前の届出」が必要であるところ、一部を電気通信事業法第16条第4項ただし書きに規定する「軽微な変更」に位置付け、「事後の届出」を行えば足りることとする。
⇒ [【施行規則第9条第7項】](#)等

※いずれの変更内容も、登録電気通信事業者においては、軽微な変更（事後届出）とされている。

■ 主な軽微変更事項

変更内容 (届出書の記載事項)	現状	省令改正後
1. 業務区域の変更	事前届出	事後届出
2. 端末系伝送路設備の設置の 区域の変更	事前届出	事後届出
3. 中継系伝送路設備の設置の 区間の変更	事前届出	事後届出

※いずれの変更も一部対象外の事例あり（改正後も事前届出が必要）

省令改正後の事後届出は、遅滞なく総務大臣に届け出ることを規定。